

## 2 こんな場合は…

### 償 還 猶 予

育児休業または長期研修休業中の会員の償還を猶予する制度があります。

#### ■対 象

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の規定による育児休業の許可を受けた会員、「長期研修休業制度実施要綱」に基づく休職の許可を得た会員

#### ■猶予方法

対象者の休職情報が給与引去不能となった翌月に判明するため、給与引去不能となった翌月から復帰する月まで償還を猶予(給与引去不能月の償還分はお振込みください。)

### 会 員 の 異 動

転出期間中は新規借入ができません。

#### ■①県へ転出

「事業継続届」の手続きを行っていただくことで、毎月の償還を給与から引去りさせていただきます。ボーナス償還は、該当時期に請求書および振込用紙を送付いたしますので、指定金融機関から期日までにお振込みください。

#### ■②市町等へ転出

「会員期間通算希望申出書」「事業継続届」「預金口座振替依頼書」の手続きを行っていただくことで、毎月の償還を口座より振替えさせていただきます。ボーナス償還は、該当時期に請求書および振込用紙を送付いたしますので、指定金融機関から期日までにお振込みください。

#### ■③県外へ転出

厚生会の会員資格喪失となるため、貸付金残高を期日までに即時償還していただきます。

### 退 職 時

貸付金残高を即時償還していただきます。

#### ■定年または年度末退職の場合

- 退職のお申出をしてください。  
「貸付金即時償還連絡票」(厚生会発行の「今月のお知らせ(通知)」「ふれあい」1月号に掲載)を2月の期日までに提出してください。お申出により、即時償還請求書と振込用紙を送付します。

#### ■年度途中退職の場合

- 退職することが決まり次第速やかにお申出[本部(貸付係)へ連絡]ください。お申出により、即時償還請求書と振込用紙を送付します。また、退職により引去不能となった月の償還金も請求させていただきます。

請求書に記載の償還期日までに**お振込みください。期日までに償還されなかった場合は、延滞利息がかかることがあります。**

※当会の銀行口座は、24時間即時入金には対応していませんので、振込日にご注意ください。

#### ■死亡退職の場合

- ご遺族および所属所の厚生会係の方に貸付金の即時償還を含め、死亡退職による厚生会への手続きについて説明を行います。
- 住宅貸付で団体信用生命保険加入の場合は、保険適用を受けるため、ご遺族より必要な書類を速やかに本部(貸付係)へ提出していただく必要があります。

#### ■離職再採用制度による退職(離職)の場合

- 貸付金残高を即時償還していただきます。本部(貸付係)へ連絡ください。